輸第7391号	ほう酸塩肥料	37ほう酸塩肥料	共立マテリアル株式会社	愛知県名古屋市港区築三町２丁目41番地
輸第10168号	化成肥料	DHC高度化成Ｎ14－14－14	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第10169号	化成肥料	10－51燐安１号	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第10170号	化成肥料	17－45燐安２号	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第10171号	配合肥料	NK933M	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第13113号	硝酸ソーダ	硝酸ナトリウム15.7	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目10番地
輸第13114号	尿素	43.0尿素	三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目１番３号
輸第13115号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥２号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第13116号	化成肥料	FG高度化成肥料15－15－15	入交コーポレーション株式会社	高知県高知市仁井田4563番地１
輸第13117号	化成肥料	18.0－44.5－39.0燐安	三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目１番３号
輸第13118号	化成肥料	亜燐酸カリ	大豊化学株式会社	大阪府大阪市中央区今橋二丁目５番８号
輸第13122号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土　22	大豊化学株式会社	大阪府大阪市中央区今橋二丁目５番８号
輸第13123号	加工ほう素肥料	ひたち加工ほう素肥料	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地

有効期間が平成35年10月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70610号	硫酸アンモニア	エア・ウォーター20.8硫酸アンモニア	エア・ウォーター株式会社	北海道札幌市中央区北三条西一丁目２番地
生第70611号	硫酸アンモニア	エア・ウォーター21.0硫酸アンモニア	エア・ウォーター株式会社	北海道札幌市中央区北三条西一丁目２番地
生第70616号	化成肥料	オリエント有機入り高度化成B特381	東洋肥料株式会社	愛知県蒲郡市浜町46番地

有効期間が平成35年10月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第89208号	加工りん酸肥料	バイタルアップ－HC	丸尾カルシウム株式会社	兵庫県明石市魚住町西岡1455番地
輸第100432号	被覆窒素肥料	被覆S34	株式会社農産アグリーン	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第100458号	被覆窒素肥料	硫黄被覆尿素34	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第100475号	被覆複合肥料	被覆複合肥料14－14－14	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年十一月二十四日　　金融庁長官　森　　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

広告審査に係る審査基準

平成30年２月１日

日本貸金業協会

貸金業法（以下「法」という。）、貸金業法施行規則（以下「施行規則」という。）及び貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「規則」という。）等に基づき、広告審査に係る審査基準（以下「基準」という。）を定める。

Ⅰ．広告出稿審査の対象となる広告に関する基準

１．広告出稿審査の対象となる広告の種類

協会員は、以下に掲げる個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約に係る広告（※１）を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。（規則第43条）

①　テレビＣＭ
②　新聞広告（全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙）
③　雑誌広告（新聞・電話帳を除いた紙による定期刊行物）
④　電話帳広告（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する「タウンページ」及び「ハローページ」（※２））

※１　法第15条（貸付条件の広告等）で定める広告はもちろんのこと、貸付条件を表示していない広告であっても、商品・役務について表示した貸金業の営業広告的内容のものはこれに含む。

また、規則第60条で定める以下の①～⑩の企業広告について、営業広告と差異が不明確なものについては、個別に判断をする必要があると考えられる。

①　セミナー、シンポジウム、芸術・文化・スポーツイベント等の告知（協賛含む。）
②　挨拶、意見、主張、御礼、お詫び
③　新会社設立、企業提携又は合併、社名又はマーク変更
④　周年、株式上場、店頭公開、ブックビルディング
⑤　ＣＳＲ
⑥　法改正、規制緩和、制度改革
⑦　人材募集
⑧　社名、相談窓口、企業概要
⑨　消費者等に対する啓発
⑩　看板

※２　「デイリータウンページ」「ビジネスタウンページ」「タウン＆ハローページ」を含む。